

京都市教育長告示第5号

平成30年3月30日京都市教育長告示第15号（学校施設の指定）の一部を、令和2年7月1日から、次のように改めます。

令和2年6月30日

京都市教育長 在田 正秀

元京都市立楽只小学校の項及び元京都市立植柳小学校の項を削る。

（総合教育センター学校統合推進室計画課）